

南島原市公告第42号

令和6年度 島原手延そうめんPR事業業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告します。

令和6年4月24日

南島原市長 松本政博



1 事業概要

(1) 業務名

令和6年度 島原手延そうめんPR事業業務

(2) 目的

本事業は、南島原市の特産品である「島原手延そうめん」について、味や食べ方等島原手延そうめんの魅力について消費者へ伝えるために必要なPRを行うことにより、島原手延そうめんの認知度向上を図り、販路拡大に繋げることを目的とする。

(3) 業務内容

次の事業を行うことを基本とし、目的達成のために効果的な企画や進め方等について積極的な提案を実施すること。

- ア 南島原市そうめん鉢夏のキャンペーン実施業務
- イ 島原手延そうめんホームページ制作業務
- ウ 島原手延そうめんレシピコンテスト実施業務
- エ その他

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 事業規模額

5,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

(1) 本事業に参加できる者は、日本国内に住所を有し、次に掲げる項目に該当しないこと

ア 地方自治体から指名停止を受けている又は受けることがあきらかであるもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

ウ 商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの

エ 本プロポーザルへの参加表明書の提出時点において、都道府県及び市区町村税の滞納があるもの

オ 提案書の提出期限の日までの6ヵ月間において、手形交換所で不渡手形を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実があるもの

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(2) 本事業に参加できる者は、次に掲げる項目に該当すること

事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。

3 選定方法

令和6年度 島原手延そうめんPR事業業務委託プロポーザル審査委員会において、参加表明者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等により審査し、最も評価の高い事業者を選定する。

選定については、プロポーザル審査委員会により実施する。選定結果については、すべての提案者に通知するが、選定の経緯は公表しない。

審査委員会日程 令和6年5月24日（金）予定

4 応募方法

(1) 担当部局（応募書類の提出先及び問い合わせ先）

担 当：南島原市 地域振興部 商工観光課

住 所：〒859-2211

長崎県南島原市西有家町里坊 96 番地 2

T E L：0957-73-6633

F A X：0957-82-3086

Mail：somen@city.minamishimabara.lg.jp

(2) 応募書類等の配布

公告の日から令和6年5月17日（金）の17時00分まで、前項の担当部局及び南島原市ホームページにおいて配布する。

(3) 応募書類の提出方法

ア 参加表明書

令和6年5月17日（金）17時00分までに持参、郵送又はFAXにより提出すること。

イ 企画提案書

令和6年5月21日（火）17時00分までに持参又は郵送により提出すること。
ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着すること。

(4) 質問の受付

応募にあたり質問がある場合は、令和6年5月14日（火）12時00分までに、持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。

5 選定方法

参加表明者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等により審査し、最も評価の高い事業者を契約候補者として選定する。

6 契約

(1) 契約候補者と南島原市の間で委託契約を締結する。

- (2) 業務委託の契約内容及び契約金額については、令和6年度 島原手延そうめん PR 事業業務委託公募型プロポーザル実施要領及び選定された者の企画提案書等に基づき選定された者と南島原市が改めて協議を行った上で決定し、契約を締結する。
- (3) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した書面を提出すること。なお、この場合は、次順位者を契約候補者とする。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者負担とする。
- (3) 企画提案書及び提出物に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (4) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、作成した者が認める場合は、本市と作成した者が協議し、提案者等の一部又は全部を無償で使用することができるものとする。
- (6) 再委託については原則不可とする。ただし、業務を遂行するにあたり当該事業者が持ち合わせていない専門的な部分等については、再委託を可能とする。その場合、企画提案書等に再委託先の事業者名や再委託内容について記載すること。
- (7) 提出されたすべての書類は返却しない。